

新旧対照表（北都銀行あきたびじん支店規定集）

改定前	改定後
あきたびじん支店取引規定 第2条 取引の開始 1. 当店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に居住する満 18 歳以上の個人・<u>個人事業主</u>の方に限られます。事業性の取引につきましてはご利用になれません。この規定の第 18 条 4 項に一にでも該当する場合には、お取引をお断りします。 2. 当店との取引開始にあたっては、第 1 条に定める普通預金および定期預金口座が必要です。また、第 4 条に定める<u>北都バンキングサービス「《HOKUTO》マイバンク・ネット</u>」（以下マイバンク・ネット）の利用登録が必須となります。 3. ～ 5. （略） 第4条 当店との取引方法 <u>1.</u> お客さまは次の方法で当店と取引を行うことができます。なお、原則として、当店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。 <u>(1)</u> （略） <u>(2)</u> 当行本支店の現金自動預入払出兼用機（以下「ATM」といいます。）および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機・現金自動預金機・現金自動支払機（以下、「ATM・CD」といいます。）に	あきたびじん支店取引規定 第2条 取引の開始 1. 当店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に居住する満 18 歳以上の<u>個人の方</u>に限られます。事業性の取引につきましてはご利用になれません。この規定の第 18 条 4 項に一にでも該当する場合には、お取引をお断りします。 2. 当店との取引開始にあたっては、第 1 条に定める普通預金および定期預金口座が必要です。また、第 4 条に定める<u>インターネットバンキングサービス「《HOKUTO》マイバンク・ネット</u>」（以下マイバンク・ネットという）の利用登録が必須となります。 3. ～ 5. （略） 第4条 当店との取引方法 お客さまは次の方法で当店と取引を行うことができます。なお、原則として、当店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。 <u>1.</u> （略） （新設） <u>2. マイバンク・ネットのモバイルバンキングによる取引</u> <u>※インターネットを通じた当行所定の情報提供サービスに対応した携帯電話機による取引をモバイルバンキングといいます。</u> <u>3.</u> 当行本支店の現金自動預入払出兼用機（以下「ATM」という）および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機・現金自動預金機・現金自動支払機（以下、「ATM・CD」という）による取引。

改定前	改定後
による取引。 (3) その他当行が定めた方法による取引。 2. 各取引方法において、当店で取扱う商品・業務等は当店所定のものとし、当行本支店で取り扱う商品・業務等と異なる場合があります。 第 6 条 A T M故障時の取扱い 1. (略) 2. 前項の理由によりマイバンク・ネットおよび当行 A T M等による取引ができない場合に、当店のサービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。 第 11 条 諸手数料 1. 残高証明書発行手数料(消費税を含みます。)ほかその他の諸手数料(消費税を含みます。)については、当店の普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとします。 2. (略) 第 12 条 通知および告知方法 1. (略) 2. 当行が届出の住所・氏名、メールアドレス等に各種通知および告知を行った場合は、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。	4. その他当行が定めた方法による取引 各取引方法において、当店で取扱う商品・業務等は当店所定のものとし、当行本支店で取り扱う商品・業務等と異なる場合があります。 第 6 条 A T M故障時の取扱い 1. (略) 2. 前項の理由によりマイバンク・ネットおよび当行 A T M等による取引ができない場合に、当店のサービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、<u>当行に責がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 第 11 条 諸手数料 1. 残高証明書発行手数料（消費税を含む）ほかその他の諸手数料（消費税を含む）については、当店の普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとします。 2. (略) 第 12 条 通知および告知方法 1. (略) 2. 当行が行った各種通知および告知が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

改定前	改定後
第 13 条 商品・業務等の変更 1. 当行は、当店で取扱う商品・業務等を、<u>お客さまに事前に通知することなく任意に変更することができるものとします。</u>また、当該変更のために当行所定のホームページ等を一時利用停止にすることがあります。 2. (略) 3. 当行の任意の変更によって生じた損害について、当行は責任を負いません。 第 14 条 届出事項の変更等 1. 印章、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。変更の届出は当店の変更処理が終了した後には有効となります。変更処理が終了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、お客さまに損害が生じて当行は責任を負いません。 2. ～ 4. (略) 第 15 条 喪失の届出 1. お届出印、キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに当行へ通知するとともに、当行所定の手続きを行ってください。なお、キャッシュカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料(消費税を<u>含みます。</u>)をいただきます。 2. お届出印、キャッシュカード等を紛失した場合、<u>通知以前に生じた損害に</u>	第 13 条 商品・業務等の変更 1. 当行は、当店で取扱う商品・業務等を、変更することができるものとします。また、当該変更のために当行所定のホームページ等を一時利用停止にすることがあります。 2. (略) 3. 当行の任意の変更によって生じた損害については、<u>当行に責がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 第 14 条 届出事項の変更等 1. 印章、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。届出の前に<u>当該届出がなされなかったことにより</u>生じた損害については、<u>当行に責がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。変更の届出は当店の変更処理が終了した後には有効となります。変更処理が終了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、お客さまに損害が生じて当行に責がある場合を除き当行は責任を負いません。 2. ～ 4. (略) 第 15 条 喪失の届出 1. お届出印、キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに当行へ通知するとともに、当行所定の手続きを行ってください。なお、キャッシュカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料(消費税を<u>含む</u>)をいただきます。 2. お届出印、キャッシュカード等を紛失した場合、通知以前に<u>当該通知がな</u>

改定前	改定後
<u>ついては、当行は責任を負わないことがあります。</u> 第 16 条 定期預金の取扱い 1. 2. (略) <u>3. 原則として、満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合は、当行所定の方法により受付いたします。</u> <u>4. 当店では自動解約型の定期預金を取扱う場合があります。</u> <u>5. 元金の一部を解約することはできません。</u> 第 17 条 成年後見人などの届出 <u>1. 成年後見制度利用者は当店でのお取引はできません。</u> <u>2. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当行所定の書面によって当店に届出てください。</u> <u>3. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。</u>	<u>されなかったことにより生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u> 第 16 条 定期預金の取扱い 1. 2. (略) (新設) <u>3. 定期預金を満期日に解約する場合は、当行所定の方法により当行所定の受付期間内に解約予約の手続きを行ってください。</u> <u>4. 原則として、満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合は、当行所定の方法により受付いたします。</u> <u>5. 当店では自動解約型の定期預金を取扱う場合があります。</u> <u>6. 元金の一部を解約することはできません。</u> 第 17 条 成年後見人などの届出 (削除) <u>1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当行所定の書面によって当店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。</u> <u>2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。</u>

改定前	改定後
<u>4. 前二項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> 第 18 条 解約 1. 2. (略) 3. お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は当店とのすべての取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当店とのすべての取引を解約できるものとします。<u>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所・氏名にあてて発信した時に解約されたものとします。</u>この停止または解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。 (1) (2) (略) (3) <u>お客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明になったとき</u> (4)～(6) (略) 4. 当店との取引は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行は当店との取引をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は当店	(新設) <u>3. すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様にお届けください。</u> (新設) <u>4. 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</u> <u>5. 前 4 項の届出前に当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u> 第 18 条 解約 1. 2. (略) 3. お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は当店とのすべての取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当店とのすべての取引を解約できるものとします。この停止または解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。 (1) (2) (略) (3) <u>住所変更等の届出を怠る等により、当行が相当と認める期間、当行においてお客さまの所在が不明になったとき</u> (4)～(6) (略) 4. 当店との取引は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行は当店との取引をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は当店との取

改定前	改定後
との取引を停止し、またはお客さまに通知することにより本店との全ての取引を解約することができるものとします。 (1) (略) (2) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合 A. ～D. (略) E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること (3) (略) 5. 解約時にお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定する金融機関の口座へ当行所定の窓口振込扱いでの振込手数料(消費税を<u>含みます。</u>)を差し引いた後に手続きします。また、貸越元利金、未収手数料等がある場合は、それらをお支払いいただいた後に手続きをいたします。 6. ～9. (略)	引を停止し、またはお客さまに通知することなく本店との全ての取引を解約することができるものとします。 (1) (略) (2) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合 A. ～D. (略) E. <u>自己、自社</u>の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること (3) (略) 5. 解約時にお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定する金融機関の口座へ当行所定の窓口振込扱いでの振込手数料(消費税を<u>含む</u>)を差し引いた後に手続きします。また、貸越元利金、未収手数料等がある場合は、それらをお支払いいただいた後に手続きをいたします。 6. ～9. (略)
第 22 条 規定の変更 <u>1. 当行は本規定の内容をお客さまに事前に通知することなく任意に変更することができるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。内容を変更する場合、当行は変更後の内容を当行所定のホームページに掲示することにより告知します。</u> <u>2. 当行の任意の変更によって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。</u>	第 22 条 規定の変更 <u>1. 本規定の内容については、本サービスの利便性の向上または運用に支障をきたす恐れがある場合等は、ホームページ掲載による表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>2. 前項 1 の変更は、周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>

改定前	改定後
3. 変更後の規定を必要とする場合は、別途当店に請求してください。 以 上	(削除) 以 上
インターネットバンキング 《HOKUTO》マイバンク・ネット利用規定 第1条. 《HOKUTO》マイバンク・ネット <u>1. 《HOKUTO》マイバンク・ネットの内容</u> 北都バンキングサービス《HOKUTO》マイバンク・ネットとは、北都銀行（以下「当行」<u>といいます</u>。）所定の申込書により本サービスの利用申し込みを行った者が、当行からその承諾を受け取り利用契約者となり、パーソナルコンピュータ、携帯電話等当行の指定するデータ通信可能な端末を通じて当行に次の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。<u>パーソナルコンピュータ</u>等の端末機を通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキングサービス」、携帯電話等モバイル機器を通じたデータ通信による取引を「モバイルバンキングサービス」といいます。（あきたびじん支店ではインターネットバンキングサービスのみご利用いただけます。） 【提供するサービス】 (1) 資金の「振込・振替サービス」 (2) <u>預金</u>口座の「照会サービス」 <u>(3) 定期預金・積立定期預金サービス</u> <u>(4) 税金、各種料金払い込みサービス (Pay-easy)</u> <u>(5) 各種ローンサービス</u> <u>(6) その他当行が別途定めるサービス</u> ※ 「モバイルバンキングサービス」では上記(3)、(4)、(5)、(6)のお取引はできません。	インターネットバンキング 《HOKUTO》マイバンク・ネット利用規定 第1条 <u>インターネットバンキングサービス《HOKUTO》マイバンク・ネットの内容</u> <u>インターネットバンキングサービス</u>《HOKUTO》マイバンク・ネット（以下、マイバンク・ネットという）とは、北都銀行（以下「当行」<u>という</u>）所定の申込書により本サービスの利用申し込みを行った者が、当行からその承諾を受け取り利用契約者となり、パーソナルコンピュータ、携帯電話等当行の指定するデータ通信可能な端末を通じて当行に次の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。<u>パソコン</u>等の端末機を通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキングサービス」、携帯電話等モバイル機器を通じたデータ通信による取引を「モバイルバンキングサービス」といいます。（あきたびじん支店ではインターネットバンキングサービスのみご利用いただけます。） (1) 資金の「振込・振替サービス」 (2) 口座の「照会サービス」 (削除) (削除) <u>(3) 各種ローンサービス</u> <u>(4) その他サービス</u> (削除)

改定前	改定後
※ 上記のサービスは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTT データ」）の「AnserParaSOL」サービスを利用して提供します。パーソナルコンピュータ等からインターネットを介して当行所定のホームページにアクセスして行うサービスを「インターネットバンキング」<u>（以下「本サービス」といいます。）</u>といい、契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。本サービスにかかる各申込書は契約者が自署するものとします。 <u>2. 利用対象者</u> （略） （1） <u>18 歳以上、日本国内在住の個人、個人事業主に限ります。</u> （2）～（4）（略） <u>3. 利用口座の届出・登録</u> （1）～（4）（略） （5） 当行は、対象口座として登録できる預金種類・口座数を<u>契約者に対して事前に通知すること無しに</u>変更する場合があります。 <u>4. 使用できる端末</u> （略） （1） <u>当行推奨のブラウザ（インターネットホームページの閲覧用ソフト）を備え、電子メールを受信できるパーソナルコンピュータ等。</u>	※上記のサービスは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTT データ」）の「AnserParaSOL」サービスを利用して提供します。パーソナルコンピュータ等からインターネットを介して当行所定のホームページにアクセスして行うサービスを「インターネットバンキング」、<u>当行所定の情報提供サービスに対応した携帯電話機からインターネットを介して、当行所定のホームページにアクセスして行うサービスを「モバイルバンキング」といいます。また、総称する場合は「本サービス」といいます。</u> 契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。本サービスにかかる各申込書は契約者が自署するものとします。 <u>第 2 条</u> 利用対象者 （略） （1） <u>18 歳以上、日本国内在住の個人の方</u> （2）～（4）（略） <u>第 3 条</u> 利用口座の登録 1. ～ 4. （略） 5. 当行は、対象口座として登録できる預金種類・口座数を変更する場合があります。 <u>第 4 条</u> 使用できる端末 （略） <u>（1） インターネットバンキングを利用できる端末は、当行推奨のブラウザ（インターネットホームページの閲覧用ソフト）を備えたパーソナルコ</u>

改定前	改定後
<u>(2)</u> 当行は、利用できる端末を<u>契約者に事前に通知すること無し</u>に変更する場合があります。 <u>5. 利用時間</u> (略) また、当行は、本サービスの利用時間を<u>契約者に対して事前に通知すること無し</u>に変更する場合があります。 <u>6. 手数料等</u> <u>(1)</u> 本サービスの利用にあたっての利用手数料は無料といたします。 ただし金融情勢その他諸般の状況の変化のほか相当の事由があると認められる場合には、あらかじめ当行ホームページへの掲示等当行所定の方法で通知することにより、当行は利用手数料を有料化することができるものとします。 <u>(2)</u> 本サービスが提供する各種サービスには、振込手数料、組戻手数料等の当行が別途定める各種手数料（消費税<u>相当額を含みます。</u>）が必要なものが	<u>ンピュータ等。</u> (新設) <u>(2) モバイルバンキングを利用できる端末は、当行所定の情報提供サービスに対応し、アクセス・閲覧が可能な携帯電話機。</u> <u>(3)</u> 当行は、利用できる端末を変更する場合があります。 第5条 利用時間 (略) また、当行は、本サービスの利用時間を変更する場合があります。 (新設) 第6条 海外からの利用 <u>本サービスの利用は日本国内に限ります。海外からの利用により生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、国外からの申込みおよび問い合わせについては受付できません。</u> (変更のうえ、第8条へ移動)

改定前	改定後
あります。 <u>(3)</u> 当行は本サービス諸手数料の引落としにおいては、各種規定に関わらず、預金通帳・払戻請求書・当座小切手またはカードの提出無しに、当行所定の方法により自動的に引落としします。 <u>(4)</u> 今後、利用料等を改定もしくは新設した場合も、当行所定の方法により引落としします。 <u>(5)</u> 当行は本サービスの諸手数料にかかる領収書の発行は行いません。 第2条. 本人確認 (略) <u>(1)～(4)</u> (略) <u>(5)</u> 本サービスを利用する場合は、端末からインターネット等を通じて当行ホームページにアクセスのうえ、当行所定の画面にてログインIDおよびログインパスワード等を入力してください。なお、ログインIDは当行所定の方法にて取得するものとします。当行は、当行で受信した最新のログインID及びログインパスワードの一致の<u>確認、生体認証機能にてアプリ利用電話機から送信される契約者の認証データによる確認、その他当行が定める方法により、</u>利用時の本人確認を行います。 <u>(6)</u> 当行は前述の方法で本人確認ができた場合は契約者本人からの操作であるものとみなし、契約者は当行所定のサービスを利用できます。なお、振込・振替サービス等を利用する場合は、さらに確認用パスワード、<u>ワ</u> <u>ンタイムパスワード（生体認証機能を含む）、もしくはメール通知パ</u> <u>スワード</u>により本人確認および意思確認を行うものとします。	第7条 本人確認 (略) <u>1.～4.</u> (略) <u>5.</u> 本サービスを利用する場合は、端末からインターネット等を通じて当行ホームページにアクセスのうえ、当行所定の画面にてログインIDおよびログインパスワードを入力してください。なお、ログインIDは当行所定の方法にて取得するものとします。当行は、当行で受信した最新のログインIDおよびログインパスワードの一致を<u>確認することにより、インターネットバン</u> <u>キング・モバイルバンキング</u>利用時の本人確認を行います。 <u>6.</u> 当行は前述の方法で本人確認ができた場合は契約者本人からの操作であるものとみなし、契約者は当行所定のサービスを利用できます。なお、振込・振替サービス等を利用する場合は、さらに確認用パスワードにより本人確認および意思確認を行うものとします。<u>なお、インターネットバンキングを</u> <u>利用のお客さまは、前記3の本人確認に加え、第13条ワンタイムパ</u> <u>スワードサービスまたは第14条メール通知パスワードの何れかを</u> <u>用い、本人確認を実施するものとします。</u>

改定前	改定後
<u>(7) パスワードは、契約者の責任のもと、他の人から推測可能な指定を避けるとともに、他人に知られることのないよう十分に注意・管理するものとし、パスワードが漏洩したと思われる場合は、契約者は速やかに端末から本サービス所定の画面にて、パスワードおよびログインID等を変更してください。</u> 万が一、パスワードを失念した場合は、契約者は速やかに当行所定の書面により当行へ<u>届け出てください</u>。なお、本項に定めるパスワード変更または、当行への届出前に生じた損害について当行は責任を負いません。 <u>(8) (略)</u> <u>(9) 契約者が誤ったパスワードの入力を連続して当行所定の回数を超えて行った場合、当行は本サービスの利用を中止します。再度サービスを利用する場合、契約者は速やかに当行所定の書面により当行へ届け出てください。</u>	<u>7. ログインパスワード、確認用パスワード（以下「パスワード」という）およびログインIDは、契約者の責任のもと、他の人から推測可能な指定を避けるとともに、第三者(当行が許容する電子決済等代行業者のサービスを除きます。許容する電子決済等代行業者のサービスについては、当行ホームページに掲載します。当該サービスを起因とした損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。)に知られることのないよう十分に注意・管理するものとし、パスワードが紛失・盗難等漏洩したと思われる場合、契約者は速やかに当行所定の時間内に当行へ届け出るものとし、また、速やかにパスワードおよびログインID等を変更するものとし、</u> 万が一、パスワードを失念した場合は、契約者は速やかに当行所定の書面により当行へ<u>届け出るものとし、</u>なお、本項に定めるパスワード変更または、当行への届出前に<u>当該届出がなされなかったことにより</u>生じた損害については、<u>当行に責がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 <u>8. (略)</u> <u>9. 契約者が誤ったパスワードの入力を連続して当行所定の回数を超えて行った場合、当行は本サービスの利用を中止します。再度サービスを利用する場合、契約者は速やかに当行所定の書面により当行へ届け出るものとし、</u> 第8条 利用料等 1. 利用料 本サービスの利用にあたっての利用手数料は無料といたします。 ただし金融情勢その他諸般の状況の変化のほか相当の事由があると認められる場合には、あらかじめ当行ホームページへの掲示等当行所定の方法で通知

改定前	改定後
<u>第3条. 提供するサービス</u> <u>1. 振込・振替サービス</u> <u>(1) 内容</u> 振込・振替サービスとは、契約者の端末からの依頼により、利用申込書に届出の契約者名義の振込・振替支払指定口座から依頼金額を引落しのうえ、「振込・振替」手続きを行うサービスで、「振込」、「振替（積立定期預金預け入れを含む）」をいいます。（以下「資金移動」<u>といます。</u>） <u>【振込・振替の区分】</u> <u>①②</u>（略） <u>(2)</u> 支払指定口座および当行本支店への振込・振替口座の範囲は、当行所定	することにより、当行は利用手数料を有料化することができるものとします。 <u>2. 振込手数料・組戻手数料</u> <u>(1)</u> 本サービスが提供する各種サービスには、振込手数料、組戻手数料等の当行が別途定める各種手数料（消費税<u>を含む</u>）が必要な場合があります。 <u>(2)</u> 当行は本サービス諸手数料の引落としにおいては、各種規定に関わらず、預金通帳・払戻請求書・当座小切手またはカードの提出無しに、当行所定の方法により自動的に引落としします。 <u>(3)</u> 今後、利用料等を改定もしくは新設した場合も、当行所定の方法により引落としします。 <u>(4)</u> 当行は本サービスの諸手数料にかかる領収書の発行は行いません。 <u>第9条 資金の振込・振替サービス</u> （削除） （削除） <u>1.</u> 振込・振替サービスとは、契約者の端末からの依頼により、利用申込書に届出の契約者名義の振込・振替支払指定口座から依頼金額を引落しのうえ、「振込・振替」手続きを行うサービスで、「振込」、「振替（積立定期預金預け入れを含む）」、「<u>定期預金作成サービス</u>」、「<u>税金・各種料金の払込みサービス</u>」をいいます（以下「資金移動」<u>という</u>）。 <u>2. 振込・振替の区分</u> <u>(1) (2)</u>（略） （新設） <u>3. 振込・振替の取引基準</u> <u>(1)</u> 振込・振替支払指定口座および当行本支店への振込・振替口座の範囲は、

改定前	改定後
の預金口座とします。 (3) 振込先口座の指定は、契約者が入金都度入金口座を指定する方式（以下「都度指定方式」という）があります。 (4) 振込を依頼する場合は、事前に振込指定口座の内容を確認ください。 (5) 振込・振替支払指定口座からの資金引落としは各種規定に関わらず、預金通帳・払戻請求書および当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。 (6) 振込日付を指定する資金移動の場合、当行所定の範囲で振込日を指定することが出来ます。なお、資金移動の取引日は、当行所定の取引日とします。 (7) 振込・振替サービスにおける本人確認 ①～③（略） ④当行が前項の本人確認により取扱う場合、パスワード等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (8) 振込・振替の依頼および成立 ①当行で受信した利用口座およびパスワード等が、当行に登録されている利用口座およびパスワード等と一致した場合に当行は送信者を契約者とみなし、受信電文を正当なものとして取扱います。 ②（略） ③（略）	当行所定の預金口座とします。 (2) 振込先口座の指定は、契約者が入金都度入金口座を指定する方式（以下「都度指定方式」という）があります。 (3) 振込を依頼する場合は、事前に振込指定口座の内容を確認ください。 (4) 振込・振替支払指定口座からの資金引落としは各種規定に関わらず、預金通帳・払戻請求書および当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。 (5) 振込日付を指定する資金移動の場合、当行所定の範囲で振込日を指定することが出来ます。なお、資金移動の取引日は、当行所定の取引日とします。 6. 振込・振替サービスにおける本人確認 (1)～(3)（略） (4) 当行が前項の本人確認により取扱う場合、パスワード等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、<u>当行に責がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 7. 振込・振替の依頼および成立 (1) 当行で受信した利用口座およびログインID・ログインパスワード・確認用パスワード・可変式パスワード（ワンタイムパスワードまたはメール通知パスワード）等が、当行に登録されている利用口座およびログインID・ログインパスワード・確認用パスワード・可変式パスワード（ワンタイムパスワードまたはメール通知パスワード）等と一致した場合に当行は送信者を契約者とみなし、受信電文を正当なものとして取扱います。 (2)（略） (3)（略）

改定前	改定後
<u>ア) ～キ)</u> (略) <u>ク) 二経路認証 (取引認証) の利用者が、専用ソフトを経由して揭示された取引内容の確認を行えなかったとき。</u> <u>ケ)</u> (略) <u>(9)</u> 振込・振替等資金の取扱い 契約者からの依頼が成立した場合、支払指定口座から振込・振替金額・振込手数料等の合計金額 (消費税<u>相当額を含みます。</u>) を資金移動指定日の当行所定の時間に引落としのうえ、指定日に資金移動の手続きをします。 <u>(10)</u> 振込・振替限度額 (略) <u>(11)</u> 振込・振替の確認 (略) <u>(12)</u> 振込依頼内容の照会 (略) <u>(13)</u> 振込・振替依頼の取消 (略) <u>(14)</u> 組戻・振込内容の変更 <u>①～④)</u> (略) <u>(5)</u>組戻は、振込先金融機関の承諾後に行うこととし、当行が組戻依頼を受付けた場合であっても、組戻ができないことがあります。	<u>①～⑦)</u> (略) (新設) <u>⑧)可変式パスワード(ワンタイムパスワード又は メール通知パスワード)を利用し、有効期限内にパスワードの入力ができなかったとき。</u> <u>⑨)トークンアプリ (後掲「ワンタイムパスワードサービスの内容」) の利用者がアプリに掲載された取引内容の確認を行えなかったとき。</u> <u>⑩)</u> (略) <u>8.</u> 振込・振替等資金の取扱い 契約者からの依頼が成立した場合、支払指定口座から振込・振替金額・振込手数料等の合計金額 (消費税<u>を含む</u>) を資金移動指定日の当行所定の時間に引落としのうえ、指定日に資金移動の手続きをします。 <u>9.</u> 振込・振替限度額 (略) <u>1 0.</u> 振込・振替の確認 (略) <u>1 1.</u> 振込依頼内容の照会 (略) <u>1 2.</u> 振込・振替依頼の取消 (略) <u>1 3.</u> 組戻・振込内容の変更 <u>(1)～(4)</u> (略) <u>(5)</u> 組戻は、振込先金融機関の承諾後に行うこととし、当行が組戻依頼を受付けた場合であっても、組戻ができないことがあります。<u>この場合の組戻手数料はいただきません。</u>

改定前	改定後
<u>2. 照会サービス</u> <u>(1) 内容</u> 照会サービスとは、端末を用いて送信された契約者からの依頼にもとづき、契約者名義の口座残高および入出金明細の口座情報を提供するサービスで、「残高照会」、「入出金明細照会」をいいます。 <u>(2) 照会サービスの利用および取引の成立</u> (略) <u>3. 定期預金・積立定期預金サービス</u> (1)～(3) (略) (4) 当行は、定期預金・積立定期預金作成の対象とする預金種類、当行が受信した依頼内容にもとづく取扱方法などを<u>契約者に事前に通知すること無し</u>に変更する場合があります。 <u>(5) その他の定期預金取引は、定期預金預入時にご確認いただく内容のとおり</u>	<u>第 10 条 口座の照会サービス</u> (削除) <u>1.</u> 照会サービスとは、端末を用いて送信された契約者からの依頼にもとづき、契約者名義の口座残高および入出金明細の口座情報を提供するサービスで、「残高照会」、「入出金明細照会」をいいます。 (新設) (1) オンライン照会 前々月の 1 日以降からご照会日までの残高・入出金履歴がリアルタイムに照会できるサービスとなります。なお、残高・入出金照会サービスをご利用いただけるのは、あらかじめご登録いただいたお申込口座となります。 (2) WEB 通帳照会 前年応答月の 1 日から照会日前日までの残高・入出金履歴が照会できるサービスをいいます。なお、残高・入出金照会サービスをご利用いただけるのは、あらかじめご登録いただいたお申込口座となります。あきたびじん支店のみで利用できます。 <u>2.</u> 照会サービスの利用および取引の成立 (略) <u>4.</u> 定期預金・積立定期預金作成サービス (1)～(3) (略) (4) 当行は、定期預金・積立定期預金作成の対象とする預金種類、当行が受信した依頼内容にもとづく取扱方法などを変更する場合があります。 (削除) <u>(5) (略)</u>

改定前	改定後
<u>です。</u> <u>4. 税金・各種料金の払込みサービス (ページ)</u> (1) <u>内容</u> 税金・各種料金の払込みサービスとは、当行所定の収納機関に対し、税金・各種料金を払い込むことができるサービスです。インターネットバンキングのみご利用いただけます。 <u>(2)</u> 当行は、本サービスの利用者に対し税金・各種料金の払込みサービスにかかる領収書を発行いたしません。 <u>(3)</u> 収納機関が指定する項目を当行所定の回数以上、誤って入力した場合は、税金・各種料金の払込みサービスの利用を停止する場合があります。税金・各種料金の払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。 <u>(4)</u> 税金・各種料金の払込みサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。また、利用時間内であっても、払込依頼に対して当行が収納機関に内容を確認する等の際に当行所定の処理時間内での手続きが完了しない場合には、取扱いできない場合があります。 <u>(5) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については</u>収納機関に直接お問い合わせください。 <u>(6)</u> お客さまからの払込依頼内容に関して所定の確認ができない場合には、	<u>5. 税金・各種料金の払込みサービス (ページ)</u> (1) 税金・各種料金の払込みサービスとは、当行所定の収納機関に対し、税金・各種料金を払い込むことができるサービスです。インターネットバンキングのみご利用いただけます。 (新設) <u>(2) 一部の店舗では利用できない場合があります。</u> <u>(3)</u> 当行は、本サービスの利用者に対し税金・各種料金の払込みサービスにかかる領収書を発行いたしません。 <u>(4)</u> 収納機関が指定する項目を当行所定の回数以上、誤って入力した場合は、税金・各種料金の払込みサービスの利用を停止する場合があります。税金・各種料金の払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。 <u>(5)</u> 税金・各種料金の払込みサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。また、利用時間内であっても、払込依頼に対して当行が収納機関に内容を確認する等の際に当行所定の処理時間内での手続きが完了しない場合には、取扱いできない場合があります。 <u>(6) 税金・各種料金の払込取引履歴は、ご照会日から最大1年間遡り照会することができます。なお、収納機関の請求内容など詳細については</u>収納機関に直接お問い合わせください。 <u>(7)</u> お客さまからの払込依頼内容に関して所定の確認ができない場合には、

改定前	改定後
税金・各種料金の払込みサービスを利用できません。 (7) 収納機関からの連絡により、一度受付けた払込みについて、取消となることがあります。取消により、収納機関から返却された資金は、引落口座に入金します。 (8) 税金・各種料金の払込みサービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料および手数料にかかる<u>消費税相当額</u>をいただく場合があります。 <u>5. 各種ローンサービス</u> <u>(1) 住宅ローンサービスの内容</u> 住宅ローンサービスとは、インターネットバンキングで、契約者が当行で借り入れた住宅ローンについて、<u>「一部繰上返済」および「固定金利特約」</u>の申込みができるサービスをいいます。 <u>本サービスで取り扱うことができる住宅ローンの種類は、住宅金融支援機構のお借り入れ（フラット35を含みます）、つなぎローン、官公庁等と提携している住宅ローンの一部、当行が指定する一部の住宅ローンを除く、「《HOKUTO》マイバンク・ネット」に登録いただいている口座と同一の取引店で、お借り入れの住宅ローンが対象となります。なお、契約状況、取引状況等によっては取り扱いできない場合があります。</u> ① 一部繰上返済 <u>ア）</u> 本サービスによる一部繰上返済とは、住宅ローンについて、以下	税金・各種料金の払込みサービスを利用できません。 (8) 収納機関からの連絡により、一度受付けた払込みについて、取消となることがあります。取消により、収納機関から返却された資金は、引落口座に入金します。 (9) 税金・各種料金の払込みサービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料および手数料にかかる<u>消費税</u>をいただく場合があります。 第11条 各種ローンサービス <u>1. 住宅ローンサービスの内容</u> (1) 住宅ローンサービスとは、インターネットバンキングで、契約者が当行で借り入れた住宅ローン（以下、「住宅ローン」という）について、<u>各種申込みができるサービスをいいます。インターネットバンキングのみで利用できます。</u> (変更のうえ第11条(2)①へ移動) (2) 一部繰上返済 ① <u>「マイバンク・ネット」に登録いただいている口座と同一の取引店で、お借り入れの住宅ローンが対象となります(当行が指定する一部の住宅ローンを除く)。なお、契約状況、取引状況等によっては取り扱いできない場合があります。</u> ② 本サービスによる一部繰上返済とは、住宅ローンについて、以下の当行所

改定前	改定後
の当行所定の方法で<u>繰上返済</u>することをいいます。ただし、全額繰上返済、増額返済部分のみの一部繰上返済の取り扱いはできません。 I) (略) II) 毎月の返済額を変更<u>する方法</u> <u>イ</u>) 一部繰上返済の取引実施日は、次回返済約定日（銀行休業日の場合は翌銀行窓口営業日）となります。従いまして次回約定返済日の一ヵ月前応答日の翌日から次回約定返済日の前日までに返済予約の申込みが必要となります。 <u>ウ</u>) 依頼内容確定後であっても、取引実施日前日の当行所定の時限までは取り消しを受け付けます。 <u>エ</u>) 取引実施日までに本サービスが解約となった場合も、すでに依頼内容が確定しているものについては、その依頼内容を有効なものとして手続きを行いません。 <u>②</u>固定金利特約の申込み (略) <u>③</u>住宅ローンの契約内容の変更等 (略) <u>④</u>処理依頼内容の実行・取消 <u>ア</u>) (略) <u>イ</u>) (略) I) 当行所定の時間に、<u>お客さま</u>が支払いを指定した預金口座から出金ができなかった場合	定の方法で<u>借入残高の一部を最終返済日より前に繰上げて</u>返済することをいいます。ただし、全額繰上返済、増額返済部分のみの一部繰上返済の取り扱いはできません。 I) (略) II) 毎月の返済額を変更<u>し、最終返済期日を短縮する「毎月返済額の変更・期間短縮」方式</u> <u>③</u>一部繰上返済の取引実施日は、次回返済約定日（銀行休業日の場合は翌銀行窓口営業日）となります。従いまして次回約定返済日の一ヵ月前応答日の翌日から次回約定返済日の前日までに返済予約の申込みが必要となります。 <u>④</u>依頼内容確定後であっても、取引実施日前日の当行所定の時限までは取り消しを受け付けます。 <u>⑤</u>取引実施日までに本サービスが解約となった場合も、すでに依頼内容が確定しているものについては、その依頼内容を有効なものとして手続きを行いません。 <u>⑤</u>固定金利特約の申込み (略) <u>③</u>一部繰上返済に伴う住宅ローンの契約内容の変更等 (略) <u>④</u>処理依頼内容の実行・取消 <u>①</u> (略) <u>②</u> (略) I) 当行所定の時間に、<u>契約者</u>が支払いを指定した預金口座から出金ができなかった場合

改定前	改定後
II) ～IV) (略) <u>(2) 無担保ローンサービスの内容</u> 無担保ローンサービスとは、<u>インターネットバンキング</u>で、お客さまが当行で借り入れた「無担保ローン」について、一部繰上返済の申し込みができるサービスをいいます。 <u>① 一部繰上返済</u> <u>ア) カードローン商品は対象外となります。</u>「《HOKUTO》マイバンク・ネット」に登録いただいている口座と同一の取引店でお借り入れの無担保ローンが対象となります。なお、契約状況、取引状況等によっては取り扱いできない場合があります。 <u>イ) (略)</u> <u>・</u> 毎月の返済額を変えずに、最終返済期日を短縮する「期間短縮」方法 <u>ウ)～オ) (略)</u> <u>② 無担保ローンの契約内容の変更等</u> <u>ア)</u> 本サービスによる一部繰上返済では、<u>お客さま</u>が無担保ローンの借り入れにあたり当行に差し入れた「金銭消費貸借契約証書」(付随する追加約定書、変更契約書または特約書等がある場合は、それらを含め以下「原契約書」といいます)の契約条件等は、<u>お客さ</u>	(新設) <u>※繰上返済予定日当日のお引き落しは早朝1回のみとなりますので、繰上返済元利金と約定返済分を合わせて前日までにご入金くださいますようお願いいたします。</u> II) ～IV) (略) <u>2. 無担保ローンサービスの内容</u> <u>(1) 無担保ローンサービスとは、本サービスで、お客さまが当行で借り入れた「無担保ローン」について、一部繰上返済の申し込みができるサービスをいいます。インターネットバンキングのみでご利用いただけます。</u> <u>(2) 一部繰上返済</u> <u>①本サービスで取り扱うことができる無担保ローンの種類は、カードローン商品を除く、</u>「《HOKUTO》マイバンク・ネット」に登録いただいている口座と同一の取引店でお借り入れの無担保ローンが対象となります。なお、契約状況、取引状況等によっては取り扱いできない場合があります。 <u>② (略)</u> <u>1) 毎月の返済額を変えず、最終返済期日を短縮する「期間短縮」方法</u> <u>③～⑤ (略)</u> <u>(3)一部繰上げ返済に伴う</u>無担保ローンの契約内容の変更等 <u>①</u>本サービスによる一部繰上返済では、<u>契約者</u>が無担保ローンの借り入れにあたり当行に差し入れた「金銭消費貸借契約証書」(付随する追加約定書、変更契約書または特約書等がある場合は、それらを含め以下「原契約書」という)の契約条件等は、<u>契約者</u>が本サービスで依頼した内容および当行

改定前	改定後
<u>ま</u>が本サービスで依頼した内容および当行の承諾に基づき変更されます。 <u>イ</u>）（略） ③ 処理依頼内容の実行・取消 <u>ア</u>）（略） <u>イ</u>）（略） I）当行所定の時間に、<u>お客さま</u>が支払いを指定した預金口座から出金ができなかった場合 II）振替取引において、<u>お客さま</u>が入金を指定したサービス利用口座に入金ができなかった場合 III）（略） <u>6. 住所変更受付サービス</u> (1) <u>内容</u> （略） (2) （略） (3) ご依頼内容の相違または印鑑相違等により、住所変更を行えない場合があります。これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。	の承諾に基づき変更されます。 ②（略） <u>(4)</u> 処理依頼内容の実行・取消 ①（略） ②（略） I）当行所定の時間に、<u>契約者</u>が支払いを指定した預金口座から出金ができなかった場合 （新設） <u>※繰上返済予定日当日のお引き落しは早朝 1 回のみとなりますので、繰上返済元利金と約定返済分を合わせて前日までにご入金くださいますようお願いいたします。</u> II）振替取引において、<u>契約者</u>が入金を指定したサービス利用口座に入金ができなかった場合 III）（略） （新設） <u>第 12 条 その他サービス</u> <u>1. 住所変更受付サービス</u> (1) （略） (2) （略） (3) ご依頼内容の相違または印鑑相違等により、住所変更を行えない場合があります。これにより生じた損害については、<u>当行に責がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。

改定前	改定後
(4)住所変更受付サービスは、住所変更の受付から処理の完了まで、当行所定の日数がかかります。この間に生じた損害については、当行は責任を負いません。 <u>7. 公共料金自動引落サービス</u> (1) <u>内容</u> (略) (2)～(4) (略) <u>第4条. ワンタイムパスワードサービスの取扱</u> 1. ワンタイムパスワードサービスの内容 ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、サービス対応携帯電話機（以下「携帯電話機」といいます）にインストールされた専用ソフト(ワンタイムパスワードアプリ以下「トークンアプリ」といいます。)により取得され、表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を本規定<u>第2条</u>本人確認の手續に加えて用いることにより契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。 2. サービスの利用者 ワンタイムパスワードサービスの利用者は、本サービスの<u>契約者</u>とします。 3. ワンタイムパスワードの利用開始 契約者はトークンアプリを携帯電話機にダウンロードし設定手続きを行うものとします。<u>その際、契約者が事前に登録している質問が表示され、事前に登録している回答を正確に入力しないと操作は進みません。</u>その後、イン	(4)住所変更受付サービスは、住所変更の受付から処理の完了まで、当行所定の日数がかかります。この間に生じた損害については、<u>当行に責がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 <u>2. 公共料金自動引落サービス</u> (1) (略) (2)～(4) (略) <u>第13条 ワンタイムパスワードサービス</u> 1. ワンタイムパスワードサービスの内容 ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、サービス対応携帯電話機（以下「携帯電話機」という）にインストールされた専用ソフト(ワンタイムパスワードアプリ以下「トークンアプリ」という）により取得され、表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」という）を本規定<u>第7条</u>本人確認の手續に加えて用いることにより契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。 2. サービスの利用者 ワンタイムパスワードサービスの利用者は、本サービスの<u>インターネットバンキング契約者</u>とします。 3. ワンタイムパスワードの利用開始 契約者は<u>インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用申込み」の手續を行い、</u>トークンアプリを携帯電話機にダウンロードし設定手続きを行うものとします。その後、インターネットバンキングの「ワンタイムパスワード利用開始登録（実行）」画面にて契約者が入力し送信したワンタイ

改定前	改定後
ターネットバンキングの「ワンタイムパスワード利用開始登録（実行）」画面にて契約者が入力し送信したワンタイムパスワード等と、当行が保有しているワンタイムパスワード等が一致した場合は、当行は契約者からのワンタイムパスワード利用開始の依頼とみなし、サービスの提供を開始します。 4. ワンタイムパスワードによる本人確認手続き (1) ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、当行所定の取引について、通常の本人確認方法に加えてワンタイムパスワードを当行所定の方法にて正確に入力、送信してください。当行が受信し、認識したワンタイムパスワード等と、当行が保有するワンタイムパスワード等が一致した場合には、当行は契約者の意思によるものであり、その内容を真正な取引の依頼とみなし、<u>不正使用その他事故があっても、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> (2)(3) (略) <u>5. 生体認証機能の取扱</u> (1) <u>生体認証ログイン機能の内容</u> 生体認証ログインとは、インターネットバンキングの利用に際し、携帯電話機に搭載された生体認証機能において、契約者ご自身の生体情報（顔、指紋等の身体の一部の特徴）を用いることにより、インターネットバンキングサービスの当行所定の取引について、本人確認を行う機能をいいます。生体認証ログインは、生体認証機能が搭載された当行が認める携帯電話機にてトークンアプリを利用する場合のみ用いることができます。なお、契約者の生体情報は、契約者の携帯電話機内で管理され、当行が契約者の生体情報を取得することはありません。 (2) (略)	ムパスワード等と、当行が保有しているワンタイムパスワード等が一致した場合は、当行は契約者からのワンタイムパスワード利用開始の依頼とみなし、サービスの提供を開始します 4. ワンタイムパスワードによる本人確認手続き (1) ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、当行所定の取引について、通常の本人確認方法に加えてワンタイムパスワードを当行所定の方法にて正確に入力、送信してください。当行が受信し、認識したワンタイムパスワード等と、当行が保有するワンタイムパスワード等が一致した場合には、当行は契約者の意思によるものであり、その内容を真正な取引の依頼とみなします。 (2)(3) (略) <u>6. 生体認証ログインについて</u> (1) 生体認証ログインとは、インターネットバンキングの利用に際し、携帯電話機に搭載された生体認証機能において、契約者の生体情報（<u>個人の顔</u>、指紋等の身体の一部の特徴）を用いることにより、インターネットバンキングの当行所定の取引について、本人確認を行う機能をいいます。生体認証ログインは、生体認証機能が搭載された当行が認める携帯電話機にてトークンアプリを利用する場合のみ用いることができます。なお、契約者の生体情報は、契約者の携帯電話機内で管理され、当行が契約者の生体情報を取得することはありません。 (2) (略)

改定前	改定後
(3) 生体認証ログインによる本人確認手続き 生体認証ログインの利用開始後は、インターネットバンキングサービスの当行所定の取引について、前記 4. に定めるワンタイムパスワードによる本人確認手続きにおいて、ログイン ID およびログインパスワードに加え、生体認証機能による本人確認手続きを選択できるようになります。契約者が生体認証を希望する場合は、生体認証機能を起動し、生体認証を実施してください。契約者の生体情報が携帯電話機に登録された生体情報と一致後、ワンタイムパスワードが当行に自動で送信されます。当行が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有するワンタイムパスワードと一致を確認することにより、当行は契約者からの取引依頼とみなします。 (4) (略) <u>6. ワンタイムパスワードの利用解除</u> <u>トークンアプリをインストールした携帯電話機を変更される場合やワンタイムパスワードサービスの利用の中止を希望する場合は、事前にインターネットバンキングサービスで「ワンタイムパスワード利用解除」手続きを行ってください。この手続きを行わずに携帯電話機を変更された場合、インターネットバンキングのお取引ができません。この手続きが完了した後、当行所定の取引においてワンタイムパスワードの入力が不要となります。再度、ワンタイムパスワードサービスの利用を希望する場合は、前記 3. の手続きを行ってください。</u> 7. ワンタイムパスワードの管理 (1) ワンタイムパスワードおよびトークンアプリをインストールした携帯電話機、<u>生体情報を登録したアプリ利用携帯電話機</u>は、契約者ご自身	(3) 生体認証ログインによる本人確認手続き 生体認証ログインの利用開始後は、<u>当行は</u>インターネットバンキングの当行所定の取引について、前記 4. に定めるワンタイムパスワードによる本人確認手続きにおいて、ログイン ID およびログインパスワードに加え、生体認証機能による本人確認手続きを選択できるようになります。契約者が生体認証を希望する場合は、生体認証機能を起動し、生体認証を実施してください。契約者の生体情報が携帯電話機に登録された生体情報と一致後、ワンタイムパスワードが当行に自動で送信されます。当行が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有するワンタイムパスワードと一致を確認することにより、当行は契約者からの取引依頼とみなします。 (4) (略) <u>5. ワンタイムパスワードの解約</u> <u>(1) トークンアプリをインストールした携帯電話機を変更される場合は、事前に当行所定の方法によりワンタイムパスワードサービス解除を届け出るものとします。この手続きを行わずに携帯電話機を変更された場合、インターネットバンキングのお取引ができません。</u> <u>(2) ワンタイムパスワードサービスの利用解除を希望する場合は、当行所定の方法により手続きを行ってください。この手続きが完了した後、当行所定の取引においてワンタイムパスワードの入力が不要となります。再度、ワンタイムパスワードサービスの利用を希望する場合は、前記 3. の手続きを行ってください。</u> 7. ワンタイムパスワードの管理 (1) ワンタイムパスワードおよびトークンアプリをインストールした携帯電話機は、契約者ご自身で厳重に管理するものとします。携帯電話機を

改定前	改定後
で嚴重に管理するものとします。携帯電話機を紛失等された場合は、速やかに契約者から当行に届け出るものとします。当行への届出前に生じた損害について当行は責任を負いません。 (2) トークンの不具合、<u>ワンタイムパスワード解除手続き中にワンタイムパスワードの入力を必要とする取引</u>ができなかったことに起因して契約者に損害・不利益が生じても、当行はその責任を負いません。	紛失等された場合は、速やかに契約者から当行に届け出るものとします。当行への届出前に、<u>当該届出がなされなかったことにより</u>生じた損害については、<u>当行に責がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 (2) トークンの不具合、<u>ワンタイムパスワード入力を必要とする取引、生体認証ログインを利用する取引</u>ができなかったことに起因して契約者に損害・不利益が生じても、<u>当行に責がある場合を除き</u>、当行はその責任を負いません。
第5条. メール通知パスワードの取扱 1. <u>メール通知パスワードの内容</u> メール通知パスワードとは、ご登録の電子メールアドレスに送信するその時のログイン中のみ有効な可変式パスワードで、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、本規定<u>第2条のパスワード</u>（ログインパスワード、確認用パスワード）に加え、メール通知パスワードを用いることにより契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。 2. 3. （略） 4. メール通知パスワードの有効期限および管理 「メール通知パスワード」は<u>お客さま</u>がログアウト、または、メール通知パスワードが再度発行されるまで有効です。メールアドレス変更時、変更後のメールアドレスに新しいメール通知パスワードが送信されます。ログイン中は契約者ご自身で嚴重に管理し、<u>他人</u>に知られないよう十分注意してください。なお、ログアウト後の管理は不要です。 5. （略）	第14条 メール通知パスワード 1. メール通知パスワードとは、ご登録の電子メールアドレスに送信するその時のログイン中のみ有効な可変式パスワードで、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、本規定<u>第7条の固定式パスワード</u>（ログインパスワード、<u>取引</u>確認用パスワード）に加え、メール通知パスワードを用いることにより契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。<u>パスワードの盗難・詐取等による犯罪被害を防止できる有効な対策となります。</u> 2. 3. （略） 4. メール通知パスワードの有効期限および管理 「メール通知パスワード」は<u>契約者</u>がログアウト、または、メール通知パスワードが再度発行されるまで有効です。メールアドレス変更時、変更後のメールアドレスに新しいメール通知パスワードが送信されます。ログイン中は契約者ご自身で嚴重に管理し、<u>第三者</u>に知られないよう十分注意してください。なお、ログアウト後の管理は不要です。 5. （略）

改定前	改定後
<u>第6条</u> 緊急利用停止 契約者はインターネットバンキング、モバイルバンキングの操作画面から緊急利用停止をおこなうことができます。緊急利用停止をおこなった場合、すでに受付している振込・振替の予約取引は取り消しされます。 <u>第7条</u> 一般事項、届出事項の変更等 1. (略) 2. (略) (1) (略) (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会ができなかった場合でも、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。 3. (略) (1) (略) (2) 届出事項の変更は、当行の手続きが完了したときから有効とします。この届出もしくは手続き完了の前に<u>生じた損害については、</u>当行は責任を負いません。住所変更等の届出がなかったために、当行からの通知や送付した書類などが延着、到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。	<u>第15条</u> ログイン緊急利用停止 <u>1. 契約者はインターネットバンキング、モバイルバンキングの操作画面から緊急利用停止をおこなうことができます。</u> <u>2. 緊急利用停止をおこなった場合、すでに受付している振込・振替の予約扱いの処理依頼はすべて取り消しとなります。なお、住宅ローンサービス</u> <u>の予約取引については、取り消しとはなりません。</u> (新設) <u>3. 緊急利用停止を解除する際は、当行所定の書面により届け出るものとします。</u> <u>第16条</u> 一般事項、届出事項の変更等 1. (略) 2. (略) (1) (略) (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会ができなかった場合でも、これによって生じた損害については、<u>当行に責がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 3. (略) (1) (略) (2) 届出事項の変更は、当行の手続きが完了したときから有効とします。この届出もしくは手続き完了の前に、<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行に責がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。住所変更等の届出がなかったために、当行からの通知や送付した書類などが延着、到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

改定前	改定後
第8条. 免責事項等 (略) (1) (略) (2) インターネット、公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされた、または、当行が契約者宛に送付した通知および書類等の不正取得、端末の不正使用等がなされたことにより契約者のログインID・パスワード・取引情報等が漏洩した場合。 (3) 当行が当行所定の確認手段にもとづき送信者を契約者とみなして行った取扱いについて、ログインID・パスワードの盗用、端末の不正使用その他の事故があった場合。 (4)～(6) (略) (7) 契約者が本サービスにアクセスするに際して使用する通信環境（機器、媒体、事業者等）により、本サービスが遅延および不能、または契約者の情報が漏洩した場合。 (8)(9) (略) 第9条. 本サービスの不正使用による振込等 1. 損害金の<u>補償</u>請求 個人のお客さまに限り、本サービスに使用するID・パスワード等の盗難・盗用（以下「盗聴等」といいます。）により、<u>他人</u>に本サービスを不正使用され生じた振込または税金・各種料金振込サービス（以下、振込と税金・各	(新設) <u>(3) インターネットバンキングによる住所変更・公共料金口座振替依頼の取扱い</u> <u>いは、当行所定の方法により取扱うものとします。</u> 第17条 免責条項 (略) (1) (略) (2) <u>当行の責によらず</u>、インターネット、公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされた、または、当行が契約者宛に送付した通知および書類等の不正取得、端末の不正使用等がなされたことにより契約者のログインID・パスワード・取引情報等が漏洩した場合。 (3) 当行が当行所定の確認手段にもとづき送信者を契約者とみなして行った取扱いについて、<u>当行の責によらない</u>ログインID・パスワードの盗用、端末の不正使用その他の事故があった場合。 (4)～(6) (略) (7) 契約者が本サービスにアクセスするに際して使用する<u>契約者の</u>通信環境（機器、媒体、事業者等）により、本サービスが遅延および不能、または契約者の情報が漏洩した場合。 (8)(9) (略) 第18条 本サービスの不正使用による振込等 1. 損害金額の<u>補てん</u>請求 個人のお客さまに限り、本サービスに使用するID・パスワード等の盗難・盗用（以下「盗聴等」という）により、<u>第三者</u>に本サービスを不正使用され生じた振込または税金・各種料金払込サービス（以下、振込と税金・各種料

改定前	改定後
種料金払込みサービスを合わせ「振込等」と<u>いいます。</u>）による被害については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。 (1) (2) (略) (3) 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当行に<u>示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること。</u> 2. <u>補償</u>金額等 前項の請求がなされた場合、当該振込等が契約者の故意による場合を除き、当行は当行への通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを契約者が説明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前までの日以降になされた振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下、「<u>補償</u>対象額」といいます。）を<u>補償</u>するものとします。ただし、当該振込が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ当該振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当行は、<u>損害</u>状況を勘案のうえ、<u>補償</u>対象額を減額した金額を<u>補償</u>する場合があります。 3. <u>補償</u>対象期限 (略) 4. 免責事項 前記 2. の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は<u>補償</u>の責任を負いません。 (1) (2) (略)	金払込みサービスを合わせ「振込等」と<u>いう</u>）による被害については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。 (1) (2) (略) (3) 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当行に<u>示していること。</u> 2. <u>補てん</u>金額等 前項の請求がなされた場合、当該振込等が契約者の故意による場合を除き、当行は当行への通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを契約者が説明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前までの日以降になされた振込等にかかる損害（手数料や利息を含む）の額に相当する金額（以下、「<u>補てん</u>対象額」という）を<u>補てん</u>するものとします。ただし、当該振込が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ当該振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当行は、<u>被害</u>状況を勘案のうえ、<u>補てん</u>対象額を減額した金額を<u>補てん</u>する場合があります。 3. <u>補てん</u>対象期限 (略) 4. 免責事項 前記 2. の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は<u>補てん</u>の責任を負いません。 (1) (2) (略)

改定前	改定後
第10条. 解約等 (1) 本サービスは契約者もしくは当行の都合によりいつでも解約できるものとします。契約者の都合により本サービスの解約を行う場合、契約者の当行に対する解約通知は、当行所定の書面により届け出るものとします。当行の都合により本サービスの解約を行う場合、当行が解約の通知を届出の住所に発信します。<u>その際何らかの理由でその</u>通知が契約者に到達しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。 (2) (略) ①～③ (略) ④住所変更の手続を怠る<u>など契約者の責に帰すべき事由により、</u>当行が契約者の所在を確認できなくなったとき。 ⑤⑥ (略) ⑦契約者が代表口座を解約したとき。 <u>⑧1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。</u> <u>(3) 前項のほか、次の各号のひとつにでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービスを停止し、または契約者に通知することにより、このサービスを解約することができるものとします。</u> ① 契約者が当行と取引申込時にした表明、確約に関して<u>虚偽の申告をしたことが</u>判明した場合 ② 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない<u>も</u>、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴	第19条 解約 (1) 本サービスは契約者もしくは当行の都合によりいつでも解約できるものとします。契約者の都合により本サービスの解約を行う場合、契約者の当行に対する解約通知は、当行所定の書面により届け出るものとします。当行の都合により本サービスの解約を行う場合、当行が解約の通知を届出の住所宛に発信します。<u>当行が行った</u>通知が契約者に到達しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。 (2) (略) ①～③ (略) ④住所変更等の手続を怠る<u>等により、当行が相当と認める期間、</u>当行が契約者の所在を確認できなくなったとき。 ⑤⑥ (略) ⑦契約者が代表口座を解約したとき、<u>または取引店を変更したとき。</u> (削除) (削除) <u>⑧次の各号の一にでも該当したとき</u> <u>I)</u> 契約者が取引の申込時にした表明、確約に関して<u>申告内容に反すること</u>が判明した場合 <u>II)</u> 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない<u>者</u>、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、

改定前	改定後
力団員等」と<u>いいます。</u>)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. ～D. (略) E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべく関係を有すること <u>③</u> 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかひとつにでも該当する行為をした場合 A. ～D. (略) E. その他<u>AからD</u>に準ずる行為 <u>第 11 条.</u> 個人情報の取扱い (略) <u>第 12 条.</u> 関係規定の適用. 準用 (略) <u>第 13 条.</u> 契約期間 (略)	これらを「暴力団員等」<u>という</u>)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. ～D. (略) E. <u>自己、自社</u>の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべく関係を有すること <u>III</u> 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合 A. ～D. (略) E. その他<u>前各号</u>に準ずる行為 (新設) <u>(3) 1 年以上にわたり、本サービスの利用がない場合は、本サービスを停止させていただきますことがあります。当行は事前に通知しますが、当行が行った通知が契約者に到着しなかったとき、または延着してときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</u> <u>第 20 条</u> 個人情報の取扱い (略) <u>第 21 条</u> 関係規定の適用. 準用 (略) <u>第 22 条</u> 契約期間 (略)

改定前	改定後
第 14 条. 規定の変更 本規定の内容については、本サービスの利便性の向上または運用に支障をきたす恐れがある場合等は、<u>契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。その場合、変更日以降は変更後の規定に従い取扱うものとします。なお、当行の変更によって生じた損害について当行は責任を負いません。</u> 第 15 条. 譲渡・買入れ等の禁止 <u>インターネットバンキング</u>契約に基づく契約者の権利および預金等は譲渡・買入れすることはできません。 第 16 条. リスクの承諾 (略) 第 17 条. 準拠法・合意管轄 (略) 以 上	第 23 条 規定の変更 (1) 本規定の内容については、本サービスの利便性の向上または運用に支障をきたす恐れがある場合等は、<u>ホームページ掲載による表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) 前記(1)の変更は、<u>周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> 第 24 条 譲渡・買入れ等の禁止 <u>当行の承諾なしに、この</u>契約に基づく契約者の権利および預金等は譲渡・買入れできません。 第 25 条 リスクの承諾 (略) 第 26 条 準拠法・合意管轄 (略) 以 上
あきたびじん支店専用普通預金（総合口座）規定 1. 総合口座取引 (1) 次の各取引は、あきたびじん支店総合口座として利用すること（以下「この取引」<u>といたします。</u>）ができます。なお、この取引はパーソナルコンピューター等の端末機等によるインターネットを通じた依頼に基づく取引、または、キャッシュカードによる取引に限定し、通帳は発行しません。 ① (略)	あきたびじん支店専用普通預金（総合口座）規定 第 1 条 総合口座取引 1. 次の各取引は、あきたびじん支店総合口座として利用すること（以下「この取引」<u>という</u>）ができます。なお、この取引はパーソナルコンピューター等の端末機等によるインターネットを通じた依頼に基づく取引、または、キャッシュカードによる取引に限定し、通帳は発行しません。 (1) (略)

改定前	改定後
<u>②</u> 自由金利型定期預金（M型）（あきたびじん支店専用定期預金）（以下これを「定期預金」と<u>いいます。</u>） <u>③</u> <u>第2号</u>の定期預金を担保とする当座貸越 <u>(2)(3)</u>（略） <u>2.取引の方法</u> この取引は次の方法で行います。 <u>(1)</u> パーソナルコンピューター等の端末機等によるインターネットを通じた依頼に基づく取引とします。<u>なお、普通預金で同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえる場合、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</u> <u>(2)</u> 普通預金については、当行および当行と提携している金融機関等の<u>現金自動支払機</u>による取引 <u>5.預金の払戻し等</u> <u>(1)</u> 普通預金は、<u>現金自動支払機</u>から払戻しをすることができます。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。 <u>(2)(3)</u>（略） <u>7.当座貸越</u> <u>(1)</u>（略） <u>(2)</u> 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」と<u>いいます。</u>）は、この取引の定期預金の合計額の90%（千円未満は切捨てます。）または500万円のうちいずれか少ない金額とします。 <u>(3)</u> 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込	<u>(2)</u> 自由金利型定期預金（M型）（あきたびじん支店専用定期預金）（以下これを「定期預金」と<u>いう</u>） <u>(3)</u> <u>第1項2号</u>の定期預金を担保とする当座貸越 <u>2.3.</u>（略） <u>第2条 取引の方法</u> この取引は、次の方法で行います。 <u>1.</u> パーソナルコンピューター等の端末機等によるインターネットを通じた依頼に基づく取引とします。 <u>2.</u> 普通預金については、当行および当行と提携している金融機関等の<u>現金自動受払機</u>による取引 <u>第5条 預金の払戻し等</u> <u>1.</u> 普通預金は、<u>現金自動受払機</u>から払戻しをすることができます。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。 <u>2.3.</u>（略） <u>第7条 当座貸越</u> <u>1.</u>（略） <u>2.</u> 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」と<u>いう</u>）は、この取引の定期預金の合計額の90%（千円未満は切捨てます）または500万円のうちいずれか少ない金額とします。 <u>3.</u> 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込

改定前	改定後
まれた資金は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記<u>第8条第1項第1号</u>の貸越利率の高い順にその返済にあてます。 8. 貸越金の担保 <u>(1) (2)</u> (略) <u>(3)</u> <u>① ②</u> (略) 9. 貸越金利息等 <u>(1)</u> <u>①</u> 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、その定期預金ごとにその約 4 定利率に年 0.5%を加えた利率とします。 <u>②</u> 前号の組入により極度額を越える場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額を越える金額を<u>支払ってください。</u> <u>③</u> この取引の定期預金の全額の解約があった場合には、<u>第1号</u>にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。 <u>(2) (3)</u> (略) 10. 届出事項の変更、キャッシュカードの再発行等 <u>(1)</u> キャッシュカードやお届印を失ったとき、または、お届印、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	まれた資金は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記<u>第8条2項</u>の貸越利率の高い順にその返済にあてます。 第8条 貸越金の担保 <u>1. 2.</u> (略) <u>3. 貸越金の担保</u> <u>(1) (2)</u> (略) 第9条 貸越金利息等 <u>1. 貸越金の利息</u> <u>(1)</u> 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、その定期預金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率とします。 <u>(2)</u> 前号の組入により極度額を越える場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額を越える金額を<u>お支払いいただきます。</u> <u>(3)</u> この取引の定期預金の全額の解約があった場合には、<u>第1項1号</u>にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。 <u>2. 3.</u> (略) 第10条 届出事項の変更、キャッシュカードの再発行等 <u>1.</u> キャッシュカードやお届印を失ったとき、または、お届印、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当店に届出てください。この届出の前に<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害について</u>

改定前	改定後
(2) (略) (3) <u>届出のあった氏名、住所にあてて当行が</u>通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 12. 即時支払 (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを<u>支払ってください。</u> ①～③ (略) ④ 住所変更の届出を怠る<u>など</u>により、当行において所在が明らかでなくなったとき (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを<u>支払ってください。</u> ①② (略) 13. 解約等 (1) (略) (2) 解約時にお客さまへの返還金などがある場合には、お客さまが指定する金融機関の口座へ当行所定の窓口振込扱いでの振込手数料を差し引いた後に手続きします。振込手数料、未収手数料等が解約時の返還金等から差引できない場合は、即時に解約しないことがあります。 <u>(3) (略)</u>	<u>は、当行に責がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 <u>2. (略)</u> <u>3. 当行が行った</u>通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 第 12 条 即時支払 <u>1.</u> 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを<u>支払うものとします。</u> (1)～(3) (略) (4) 住所変更等の届出を怠る<u>等</u>により、<u>当行が相当と認める期間、</u>当行において所在が明らかでなくなったとき <u>2.</u> 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを<u>支払うものとします。</u> (1) (2) (略) 第 13 条 解約等 <u>1. (略)</u> <u>2.</u> 解約時にお客さまへの返還金などがある場合には、お客さまが指定する金融機関の口座へ当行所定の窓口振込扱いでの振込手数料 <u>(消費税を含む)</u> を差し引いた後に手続きします。振込手数料、未収手数料等が解約時の返還金等から差引できない場合は、即時に解約しないことがあります。 <u>3. (略)</u>

改定前	改定後
14. 差引計算等 (1) (略) (2) <u>前号</u>によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。 15. 譲渡、質入れの禁止 (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利は、<u>譲渡または質入れすることはできません。</u> (2) (略) 16. 成年後見人等の届け出 (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 (2)(3)(4) (略) (5) 前4項の届け出の前に<u>生じた損害については、</u>当行は責任を負いません。 17. 保険事故発生時における預金者からの相殺 (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。	第14条 差引計算等 1. (略) 2. <u>前項</u>によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。 第15条 譲渡、質入れの禁止 1. 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利は、<u>譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。</u> 2. (略) 第16条 成年後見人等の届け出 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。</u> 2. ～4. (略) 5. 前4項の届け出の前に<u>当該届出・連絡がなされなかったことにより生じた損害については、当行に責がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 第17条 保険事故発生時における預金者からの相殺 1. 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

改定前	改定後
す。なお、この預金が<u>第8条第1項第1号</u>により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。 <u>(2) (3)</u> (略) <u>(4)</u> 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。 <u>(5)</u> (略) 以 上	なお、この預金が<u>第8条</u>により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。 <u>2. 3.</u> (略) <u>4.</u> 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。<u>(現在、当店では外貨預金等のお取扱いはございません。)</u> <u>5.</u> (略) 以 上
あきたびじん支店専用 定期預金規定 当行あきたびじん支店（以下「当店」<u>といいます。</u>）で開設する定期預金口座は本規定により取扱います。この規定に定めのない事項については、別途当行が定める各取引規定により取扱います。また、この預金は、パーソナルコンピューター等の端末機によるインターネットを通じた依頼に基づく取引とし、証書・通帳は発行しません。<u>ただし、一部商品については、当行が定めた方法による取引とします。</u> <u>5. (利 息)</u> <u>(1) (2)</u> (略) <u>(3)</u> <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を</u>満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数によって計算し、この預金とともに支払います。利率は、解約日における当行所定の普通預金利率を適用します。 <u>(4) (5)</u> (略)	あきたびじん支店専用定期預金規定 当行あきたびじん支店（以下「当店」<u>という</u>）で開設する定期預金口座は本規定により取扱います。この規定に定めのない事項については、別途当行が定める各取引規定により取扱います。また、この預金は、パーソナルコンピューター等の端末機によるインターネットを通じた依頼に基づく取引とし、証書・通帳は発行しません。 <u>第5条 利 息</u> <u>1. 2.</u> (略) <u>3. この預金を第7条第1項により</u>満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数によって計算し、この預金とともに支払います。利率は、解約日における当行所定の普通預金利率を適用します。 <u>4. 5.</u> (略)

改定前	改定後
<u>7.</u>（預金の解約、書替継続） この預金は自動継続または自動解約扱いの取扱いとします。 <u>8.</u>（届出事項の変更等） <u>(1)</u> 届出印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 <u>(2)</u>（略） 以 上	<u>第7条</u> 預金の解約、書替継続 （新設） <u>1.</u> この預金は、<u>当行がやむを得ないものと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> <u>2.</u> この預金は自動継続または自動解約扱いの取扱いとします。 <u>第8条</u> 届出事項の変更等 <u>1.</u> 届出印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当店に届出てください。この届出の前に<u>当該届出がなされなかったことにより</u>生じた損害については、<u>当行に責がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 <u>2.</u>（略） 以 上